

厚木市市民協働推進委員会委嘱式及び令和7年度第1回会議次第

日時 令和7年7月10日（木）
午前10時から

場所 厚木市役所第二庁舎15階
農業委員会会議室

■委嘱式

■第1回会議

1 開 会

2 案 件

（1）委員長及び委員長職務代理の選出について資料1

（2）市民協働推進委員会の職務内容等について資料2～資料4

（3）市民協働提案事業の実施について資料5～資料6

3 閉 会

厚木市市民協働推進委員会委員名簿

任期：令和7年6月1日～令和9年5月31日

(五十音順 敬称略)

No.	役職	氏名	選出区分	所属団体等	在任期間
1	委員	入江 慎治	優れた識見を有する者	神奈川工科大学 情報学部 教授	1 期目
2	委員	植森 貴政	優れた識見を有する者	厚木商工会議所	1 期目
3	委員	小又 倫実	優れた識見を有する者	厚木市社会福祉協議会 主事	1 期目
4	委員	高橋 忠	優れた識見を有する者	小鮎地区地域づくり推進委員会	1 期目
5	委員	徳島 小百合	公募による市民	市民	3 期目
6	委員	野村 進	優れた識見を有する者	森の里地区館長	1 期目
7	委員	三角 夕紀	優れた識見を有する者	厚木市ボランティア 相談員	2 期目
8	委員	向島 史朗	優れた識見を有する者	あつぎエリアマネジメント 代表理事	1 期目
9	委員	横本 久	公募による市民	市民	2 期目

厚木市市民協働推進委員会の会議等の公開に関するルール

(目的)

第1条 このルールは、厚木市市民協働推進委員会（以下「委員会」という。）の会議及び会議録の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開の基準)

第2条 委員会の会議は、厚木市情報公開条例（平成13年厚木市条例第15号。以下「条例」という。）第26条の規定により公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

(1) 条例第7条各号に定める非公開情報に該当する事項を審議する場合

(2) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に支障が生ずると認められる場合

2 前項の規定により非公開とする場合は、委員会の委員長（以下「委員長」という。）が委員会に諮って決定する。

(公開の方法等)

第3条 委員会の会議の公開の方法等は、次のとおりとする。

(1) 委員会の会議を公開で行う場合は、会議会場（以下「会場」という。）に傍聴席を設けるものとする。

(2) 傍聴人の定員は、10人以内とする。

(3) 傍聴申出人が定員を超えた場合は、抽選で決定するものとする。

2 委員長は、会議を円滑に運営するため、会場の秩序維持に努めるものとし、必要と認めるときは、傍聴人に退席を命ずることができる。

(開催日時等の周知)

第4条 委員会の会議は、会議の開催日時、場所、議題、傍聴人の定員等を市政情報コーナーに掲示するとともに、市ホームページに掲載し、周知に努めるものとする。

2 当該会議の開催の周知は、開催日のおおむね2週間前に行うものとする。

(資料の配布及び閲覧)

第5条 会議に提出した資料のうち、会議次第については、傍聴人に配布するものとする。

その他の資料については、委員長があらかじめ認めた場合は、会議入場時に貸与し、退出時に返却させるものとする。

(遵守事項)

第6条 傍聴人の遵守事項は、次のとおりとする。

(1) 委員長の許可なく会議の写真若しくはビデオの撮影又は録音をしないこと。

(2) 委員会委員等の発言に対し、拍手その他の方法で賛否を表明しないこと。

(3) その他委員会の秩序を乱したり、会議の妨げになるような行為をしないこと。

(議事録の公開)

第7条 委員会の議事録の公開は、会議の概要を要点筆記した議事録を作成し、それを市政情報コーナーに備え置くことにより行うとともに、市ホームページに掲載し、周知に努めるものとする。なお、議事録には個人名を表示せずに作成するものとする。

2 市政情報コーナーに備え置く議事録には、会議資料を添付するものとする。ただし、厚木市情報公開条例に定める非公開情報に該当すると判断される部分については、所要の措置を講じるものとする。

3 議事録等の公開期間は、公開を始めた日から1年間とする。

(庶務)

第8条 委員会の公開に関する庶務は、市民協働推進主管課が行う。

附 則

このルールは、平成25年1月30日から適用し、厚木市市民協働推進委員会の廃止の日にその効力を失う。

厚木市市民協働推進条例 逐条解説



平成 24 年 10 月

市民協働推進部 市民協働推進課

■市民協働推進条例 逐条解説目次

第1条	目的	1
第2条	定義	2
第3条	基本原則	4
第4条	市民による市民協働の推進	6
第5条	市民活動団体の役割	7
第6条	市等の責務	8
第7条	市民協働事業	9
第8条	人材育成等	12
第9条	推進体制の整備	12
第10条	市民協働推進基金の設置	13
第11条	市民協働推進委員会	14
第12条	評価等	15
第13条	委任	15
厚木市市民協働推進条例		16
厚木市市民協働推進委員会規則		19
厚木市自治基本条例		20

(目的)

第1条 この条例は、厚木市自治基本条例（平成22年厚木市条例第25号。以下「自治基本条例」という。）の趣旨にのっとり、市民協働に関する基本的な事項を定め、並びに市民、市民活動団体及び市の役割等を明らかにすることにより、市民協働によるまちづくりの推進（以下「市民協働の推進」という。）に資することを目的とする。

(趣旨)

本条は、この条例の目的が、市民協働に関する基本的な事項や役割等を規定し、「市民協働によるまちづくり」を推進することについて、明らかにしています。

解説

近年、少子・高齢化や環境問題など、社会環境が大きく変化し、多様な市民の皆さんのニーズに対応する必要があります。

また、地方分権の進展により、自治体は、それぞれの地域の特色をいかしたまちづくりができるようになりました。今後、活力に満ちた心豊かに暮らせるまちづくりを進めて行くために、市民の皆さんと市が、自らの特性をいかし、市民協働によるまちづくりを行っていく必要があります。

本条例は、厚木市自治基本条例において規定されている自治の基本理念である「協働による自治」を着実に推進し、誰もが分かりやすく、実行性あるものとするため、市民協働のルールとして制定しました。

用語の説明

「厚木市自治基本条例の趣旨」

自治の確立という自治基本条例の目的のほか、自治基本条例で規定する自治の基本原則、基本理念などの全てをいう。

「市民協働に関する基本的な事項」

基本原則、市民協働事業、基金の設置、委員会の設置など、市民協働を進めるために必要な事項をいう。

「市民、市民活動団体及び市の役割等」

市民の皆さんによる市民協働の推進、市民活動団体の役割、市等の責務、人材育成、推進体制の整備などをいう。

「市民協働によるまちづくり」

市民協働の担い手（市民の皆さんと市長等）が、不特定かつ多数のものの利益の増進を図るため、相互に補完し、協力することで、活力に満ちた心豊かに暮らせるまちをつくるための取組全般をいう。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民協働 自治基本条例第3条第4号に規定する協働を担うもののうち、市民及び市長等（以下「市民協働の担い手」という。）が、不特定かつ多数のものの利益の増進を図るため、相互に補完し、及び協力することをいう。
- (2) 市民協働事業 市民協働により実施する事業をいう。
- (3) 市民活動団体 自治基本条例第3条第6号に規定するコミュニティ団体その他の団体で、営利を目的とせず、市民協働に取り組む団体をいう。ただし、次に掲げる活動を行う団体を除く。
 - ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
 - イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
 - ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
 - エ 公益を害するおそれのある活動

(趣旨)

本条は、本条例で用いる基本的な用語である、「市民協働」、「市民協働事業」及び「市民活動団体」の意味について明らかにしています。

解説

(1) 「市民協働」

「市民協働」とは、自治基本条例第3条第4号に規定する「協働」を担うもののうち、市民の皆さんと市長等が、地域の公共的課題の解決に向けて、共に考え、目的を共有し、対等な立場でお互いを理解し、補完・協力して、取り組むことをいいます。

(2) 「市民協働事業」

市民協働という手法で実施する全ての事業をいいます。市民協働事業につきましては、第7条で詳しく規定しています。

(3) 市民活動団体

「市民活動団体」には、自治基本条例第3条第6号に規定する「コミュニティ団体」やボランティア団体、NPO法人等のうち、営利を目的としないで、市民協働に取り組む団体をいいます。なお、市民活動は、市民の皆さんの自発的で自由な取組であると考えています。

本条例では、独自に活動を展開している団体に対して、広く役割を定めるのではなく、市民協働に取り組む団体についてのみ役割を定めるという趣旨から、市民活動団体を市民協働に取り組む団体と限定しています。

ただし、布教活動、政治活動、議員及び地方公共団体の長を支援又は反対する活動、営利を主たる目的とする活動、公益を害するおそれのある活動を行う団体は、市民活動団体には含まないこととしています。

なお、趣味としての活動を行う団体は、市民活動団体には、含まれませんが、趣味としての活動をいかし、公益性を持った取組を継続して行う場合は、市民活動団体であると考えています。

用語の説明

「不特定かつ多数のものの利益の増進」

「不特定かつ多数」とは、あらかじめ受益者が限定されていないこと。
不特定かつ多数のものの利益とは、「公益」と同義。

「コミュニティ団体その他の団体」

コミュニティ団体……自治基本条例第3条第6号に規定される団体
その他の団体……ボランティア団体、NPO法人、認可地縁団体など

「営利」

構成員の経済的利益を追求し、団体の利益を構成員が分配すること。

「公職選挙法第3条」

公職選挙法における「公職」とは、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職をいう。

<参考>

非営利とは？

「営利」に対して、「非営利」とは、団体が利益を上げてもその利益を構成員（会員など）に分配しないという「非分配」を意味します。つまり、「非営利」とは、利益を上げてはいけないという意味ではなく、「利益があがっても構成員（社員など）に分配しないで、団体の活動目的を達成するための費用に充てること。」と考えられます。

(基本原則)

第3条 市民協働の推進の基本原則（以下「基本原則」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市民協働の担い手は、それぞれが対等な立場であること。
- (2) 市民協働の担い手は、それぞれが相互に依存することなく、その自主性を発揮すること。
- (3) 市民協働の担い手は、それぞれの特性を理解し、及び尊重し、並びに役割分担を明確にすること。
- (4) 市民協働の担い手は、それぞれが共通する目的の下にその力を結集すること。
- (5) 市民協働の担い手は、それぞれが必要な情報を公開することにより、公正性及び透明性の確保に努めること。

(趣旨)

本条は、市民協働の担い手が市民協働によるまちづくりを推進するに当たっての基本原則について、明らかにしています。

解説

市民協働によるまちづくりを推進するためには、市民協働の担い手が、互いの特性を理解し、尊重した上で共通する目的の実現や課題の解決のために、それぞれが自主、自立して、活動することが重要となります。

市民協働の推進に当たって、6つの具体的な基本原則を定めています。これらの基本原則は、市民協働事業を行う市民の皆さんと市の双方が遵守すべきルールとなります。

市民協働の基本原則

「対等の原則」 ～市民と市は、同じまちづくりの担い手～

- 市民協働の担い手は、お互いがよりよいまちづくりのパートナーであることを十分に認識し、共通の課題解決の当事者として対等な関係でなければなりません。

「自主・自立の原則」 ～お互いの自主性を尊重し、自立しよう～

- 市民協働の担い手は、それぞれ自主・自立した存在として、お互いに独自性及び専門性を高めるよう努めなければなりません。
- 市民協働の担い手の活動は、それぞれの立場や主体性を尊重し、自主的かつ自己責任の下で行われなければなりません。

「相互理解の原則」 ～お互いを理解し、十分に話し合おう～

- 市民協働の担い手は、日頃から十分な意見交換や情報交換に心掛け、お互いの本質を十分に理解することに努めなければなりません。
- 市民協働の担い手は、共に事業等を実施するに当たっては、積極的な話し合いの場の設定や情報の提供に努めなければなりません。（プロセス・途中経過の重視）

「役割分担の原則」 ～それぞれの立場や特性をいかそう～

- 市民協働の担い手は、共に事業等を実施するに当たっては、お互いが合意した上でそれぞれの立場や特性をいかした役割を定め、責任の所在や範囲を明確にしなければなりません。

「目的共有の原則」 ～思いは同じ～

- 市民協働の担い手は、共に事業等を実施するに当たっては、同一の目的を共有した上で、市民協働の意義を十分に理解し、いつまでにどれだけの成果を挙げるかという目標を設定すること（時限性の確保）に努めなければなりません。
- 市民協働の担い手は、市民協働の関係が理由なく固定化又は長期化しないように、一定の時期に事業の成果や効果を評価し、その関係の継続について検証しなければなりません。

「情報公開の原則」 ～外からよく見える、開かれた状態を確保しよう～

- 市民協働の担い手は、市民協働で実施する事業等の取組、成果及び評価を広く公開し、地域社会の理解を得ることに努めなければなりません。
- 市は、市民協働で事業等を実施するに当たっては、基本的事項を情報公開し公正性及び透明性を確保し、一定の要件の下で、市民の誰もが市民協働の関係に参入できる機会の確保に努めなければなりません。

(市民による市民協働の推進)

第4条 市民は、基本原則の理解の下、市民協働の推進に参加することができる。

2 市民は、市民協働事業を通じ、まちづくりの主体として行動することができる。

(趣旨)

本条は、市民協働の担い手である市民の皆さんによる市民協働の推進について明らかにしています。

解説

市民協働によるまちづくりは、市民の皆さんと市が、対等な立場で、協力していくもので、市が、市民協働を市民の皆さんに強制したり、義務を課したりするものではありません。

本条では、市民の皆さんが、第3条に規定される基本原則を理解した上で、自らの意思で市民協働によるまちづくりに参加できることを明らかにするとともに、市民活動団体と市が行う「事業」に関わることで、市民協働によるまちづくりの主体として行動ができることを定めています。

なお、自治基本条例に規定されている協働には、市民の皆さんと市との協働以外にも、市民の皆さん同士の協働など、様々な形態が想定されます。市民の皆さんが、他の市民の皆さんと協働し、行動する際に、この条例で定める基本原則等を参考にさせていただくことで、より充実した活動を実施することができます。

用語の説明

「主体」

自覚や意志に基づいて行動したり作用を他に及ぼしたりするもの。

(「大辞泉」から)

(市民活動団体の役割)

第5条 市民活動団体は、市民協働の推進に当たっては、その専門性、特性等を十分に活用するよう努めるものとする。

2 市民活動団体は、適正な団体運営を行うとともに、その活動が広く市民に理解されるよう努めるものとする。

3 市民活動団体は、他の市民活動団体と連携し、及び協力することにより、市民協働の推進に努めるものとする。

(趣旨)

本条は、市民協働の担い手である市民活動団体の市民協働の推進に当たっての役割について明らかにしています。

解説

市民活動団体は、より豊かで活力ある市民主体の地域社会を築くことに繋げるため、社会の様々な課題などに対して、自己の責任の下で、自主的、自発的に取り組んでいますが、市民協働の推進に当たり、担い手としての重要性を考え、団体の役割を明確にしています。

1 専門性、特性、自らが持っている得意な分野の知識、技術、人材等を十分に活用し、市民協働の推進に努めます。

2 会議の運営方法、役員の選出、会計の適正な執行、開かれた活動など、団体として適正な運営を行うことで、より多くの市民の皆さんに理解され、受け入れられるように努めます。

3 活動の広がりを通じた市民活動団体間のネットワークを活かすとともに、連携、協力して市民協働の推進に努めます。

(市等の責務)

第6条 市は、市民協働を推進するための施策を策定し、及び実施するとともに、市民に対し市民協働が円滑に行われるために必要な財政的支援、助言等を行うものとする。

2 市は、市職員に対して、市民協働についての認識を深めるための研修等を行うことにより、市民協働の推進の円滑化に努めるものとする。

3 市職員は、事務事業の執行に当たっては、常に市民協働の観点から検討を行い、市民協働の推進に、市民及び市民活動団体が参加しやすい仕組みづくりに努めるものとする。

(趣旨)

本条は、市民協働の担い手として、市と市職員の役割について明らかにしています。

解説

1 市は、市民協働を推進するための施策を策定し、実施してまいります。

また、市民の皆さんや市民活動団体に対し、市民協働に必要な財政的支援や助言等を行います。

ただし、ここでいう「財政的支援」は、市から団体へ一方的に交付する運営費のような補助金等を指すものではなく、市民の皆さんとの協働による事業等において、市が自らの役割の一部として財政的な負担を行うことを指しています。また、「助言等」とは、市民活動団体をはじめとする市民の皆さんに対して、必要なアドバイス、相談を行うこと等を指しています。

2 これからのまちづくりは、すべての事業を市が主導的に行うのではなく、市民の皆さん、市民活動団体及び市が、それぞれの役割の中で市民協働の考え方に立って進める必要があります。

また、市職員の一人一人は、対等のパートナーとなる市民活動団体の特性を理解するとともに、市民協働につながる参加や情報提供・情報共有の重要性などについての認識も新たにすることが必要となります。

これらのことを踏まえ、市は、本条例にある定義（第2条）や基本原則（第3条）に基づく市民協働に関する研修等の場を通して、市職員一人一人に、その重要性を認識、浸透させることで、市民協働の推進の円滑化に努めます。

3 市民協働の推進は、特定の部課等の市職員だけが担当するものではありません。

市職員は、常に市民協働の観点から事業の検討を行い、市民の皆さん、市民活動団体が市民協働の推進に参加しやすい仕組みづくりに努めます。

(市民協働事業)

第7条 市民協働の担い手は、基本原則にのっとり、様々な形態により、市民協働事業を推進するものとする。

2 市民協働の担い手は、自らの特性をいかした市民協働事業を提案することができる。

3 前項の提案について必要な事項は、市長等が別に定める。

4 市は、実施した市民協働事業に関し、必要に応じ、目的、内容、成果等を公開し、当該事業の公正性及び透明性の確保に努めるとともに、その評価の結果を公表するものとする。

5 市は、市の業務のうち、市民及び市民活動団体の特性をいかすことのできるものについて、当該業務を委託する等の機会の確保に努めるとともに、これらのものに対し必要な情報を提供するものとする。

(趣旨)

本条は、市民協働の推進を図るために、市民協働事業の基本的な事項について、規定しています。

また、市民協働の担い手は、基本原則に基づいて、様々な手法で市民協働を推進するとともに、地域における課題を解決するため、お互いに市民協働事業を提案することを明らかにしています。

解説

1 市民協働の担い手は、お互いの得意分野を引き出すとともに、地域の歴史や文化、商業施設の有無、畑や森林、河川など自然の広がり、市民活動の取組状況など、地域の特色をいかすことのできる事業について、委託、補助金、共催、後援など、適切な形態を選択することにより、市民協働事業を実施します。

なお、市民協働事業を実施するに当たっては、第3条に規定する基本原則に基づくものを前提としています。

2 市民の皆さんと市は、お互いの得意分野を引き出すとともに、自らの特性や地域の特色をいかすことのできる事業について市民協働事業として提案することができます。

3 市民の皆さん又は市が提案する市民協働事業の実施に当たっては、制度・事業の実施要綱、審査基準、手引きなどを、市長等が別に定めます。

4 市民協働事業を実施するに当たっては、「目的は何か」、「こういった内容の事業を行うのか」、「どのような成果があったのか」などについて、明らかにすることで、公正性、透明性の確保に努めます。

5 市は、市の業務のうち、市民の皆さんや市民活動団体の持つ専門性・先駆性を活用することにより、市にはない創造的かつ先駆的な企画や取組が期待でき、よりきめ細かで多様なサービスを提供できるものについて、委託等の機会の確保に努めます。

また、市民活動団体の活動情報、市民協働事業の実施状況などを把握し、データ管理を行い、それらを活用して、市民協働事業の実施を検討する際に必要な情報を提供するものとします。（登録制）

なお、市民協働の形態は、委託以外にも様々なものが存在します。事業の内容、状況、その背景等に応じて最も効果的な手法を選択することが大切です。

用語の説明

「様々な形態」（市民協働事業の例）

(1) 共催

市民の皆さん、市民活動団体と市が、共に主催者となり一つの事業を行う手法

(2) 後援

市民の皆さん、市民活動団体の行う事業の公益性を認識し、金銭又は物品以外を支援することで公益を実現する手法

(3) 実行委員会・協議会等

市民の皆さん、市民活動団体や市で構成した組織が主催者となり、事業を行う手法

(4) 委託

市が実施責任を負う事業を市民の皆さんや市民活動団体に委託して実施する手法

(5) 研究会・懇話会・政策提言等

市民の皆さん、市民活動団体と市が、対等の立場で政策の立案や施策の計画等を行う手法

(6) 事業協力

共催や実行委員会以外のかたちで、市民の皆さん、市民活動団体と市がそれぞれの立場、個性を理解した上で、一定の期間、事業を協力して行う手法

(7) 補助金等

市民活動団体が主体的に取り組む事業に、市が資金を支援することで公益を実現する手法

「提案することができる。」（提案することができる市民協働事業の例）

(1) 市民協働事業提案制度

市民協働事業提案制度は、市民活動団体と市が協働で事業を実施し、地域の課題解決を目指す制度です。市民活動団体から事業の提案を受ける「市民提案型」の市民協働事業と、市がテーマ、計画、事業の概要等をあらかじめ示し、市民活動団体が企画提案を行う「行政提案型」の市民協働事業があります。

(2) まち美化パートナー制度

「厚木市まち美化パートナー制度」は、市が清掃道具や花の苗などを提供し、市民活動団体に身近な公共空間である道路、公園、河川などの清掃や環境美化に取り組んでいただく制度です。

「市長等が別に定める。」（要綱等の例）

市民協働事業提案制度実施要綱
市民協働事業選考委員会設置規程
市民協働事業審査会設置規程
市民協働事業提案制度応募の手引き
まち美化パートナー制度実施要綱
道路里親制度実施要綱
花未来事業実施要項

「委託する等」（市民協働事業の例）

第1項の「様々な形態」と同じ。

<参考>

市民協働は目的ではなく手段

市民協働を行うことは、目的ではなく、市民の皆さんと市の行いたいことが合致した場合に、その共通の目的を実現するための手段と考えています。

したがって、「なんでも市民協働で行えばよい」というものではなく、市民協働を進めることで効果が上がる事業である必要があります。市民協働を行うことを目的にするのではなく、市民の皆さんと連携・協力することで「事業を効率的・効果的に進めること」、「事業の目的を達成すること」、「サービスの質を向上させること」などの目的や成果を目指すことが大切であると言えます。

(人材育成等)

第8条 市は、市民協働を推進するため、研修その他学習の機会を確保し、市民協働の担い手となる人材の育成に努めるとともに、市民に対し市民協働の理解を深めるため、その意義について啓発するよう努めるものとする。

(趣旨)

本条は、市民協働の推進に当たり、市として取り組むべき人材育成等について明らかにしています。

解説

市は、市民協働を進めていく上で、人材育成は大変重要です。市民活動団体をはじめとする市民の皆さんへの研修その他学習の機会を確保することで、人材の育成に努めるとともに、実践的な行動につなげるため、市民協働の重要性、意義、事業等について、広報、インターネット等を活用しPR活動に努めます。

また、次世代の市民協働の担い手である若い世代に、ボランティア活動の機会を提供するとともに、厚木市のまちづくりに興味を持ってもらえるような取組に努めます。

(推進体制の整備)

第9条 市は、市民協働を推進するための拠点施設及び体制の整備に努めるものとする。

(趣旨)

本条は、市民協働の推進に当たり、市として取り組むべき推進体制の整備について明らかにしています。

解説

拠点施設及び体制の整備については、市民協働の担い手である市民や市民活動団体が、会議や打ち合わせに使用できる場の提供、印刷機やプロジェクターの貸出しなど、現在ある市民活動サポート室を更に充実させていく等、市民協働の推進を図るための環境整備に努めます。

(市民協働推進基金の設置)

第10条 市民協働を推進するため、厚木市市民協働推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

2 毎年度基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めた額とする。

3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

4 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

5 市民協働を推進するための寄附金及び基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

6 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

7 基金は、第1項に規定する基金の設置目的のための経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

8 市長は、前項の規定に基づき処分された基金の額を財源として、市民活動団体に対して、助成することができる。

9 市長は、市民活動団体に前項の助成をしようとする場合は、厚木市市民協働推進委員会の意見を聴くものとする。

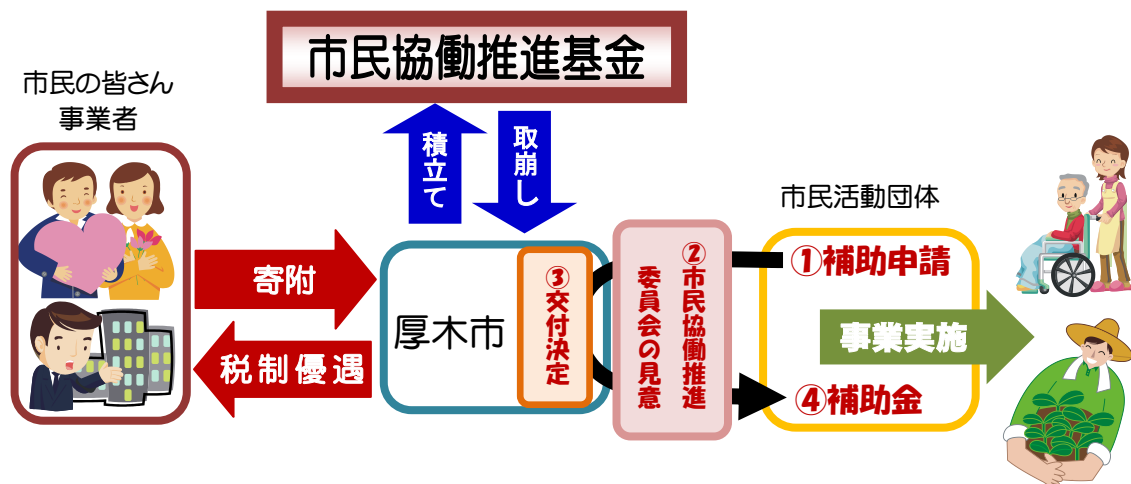
(趣旨)

本条は、市民協働を推進し、市民の皆さんが、寄附を通じて市民活動を支援する仕組みとして、厚木市市民協働推進基金の設置について明らかにしています。

解説

市民協働推進基金は、市民の皆さんが、寄附を通じて市民活動を支援する仕組みです。皆さんから頂いた寄附金は、基金に積み立て、福祉や環境など様々な分野で「みんなのまちをよくしていこう」という活動を行っている団体への助成に活用します。

なお、この基金に寄附をしていただくと税制上の優遇措置の対象となります。



(市民協働推進委員会)

第11条 市長は、この条例の運用状況の点検等を行うため、市民等で構成する厚木市市民協働推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 市長は、毎年度、この条例の運用状況について、委員会に報告しなければならない。

3 委員会は、この条例の運用状況について、市長に意見を述べることができる。

4 委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(趣旨)

本条は、市民協働を推進し、この条例の運用状況の点検等を行う仕組みとして、市民協働推進委員会の設置等について明らかにしています。

解説

本条例の運用状況に関して、点検等を行うため、附属機関として、厚木市市民協働推進委員会を設置します。委員会は点検のほか、調査、審議、審査等を行う機能を担います。

市長は、本条例の運用状況について、毎年度、委員会への報告を行い、委員会は、その運用状況について、市長に対して意見を述べることができます。

また、市長は、第10条第1項で規定する厚木市市民協働推進基金を財源として市民活動団体に助成を行う際は、委員会の意見を聴くものとします。

この委員会の委員は、本条例の理念を踏まえ、公募市民、市民活動団体の関係者、学識経験者などで構成されております。

なお、条例の制定に併せ、厚木市市民協働推進委員会規則を制定しています。

<参考>

附属機関（地方自治法）

第202条の3 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

2 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。

3 附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。

(評価等)

第12条 市長は、委員会の意見を踏まえ、4年を超えない期間ごとに、この条例の運用状況を評価し、その結果に基づき必要に応じた措置を講ずるものとする。

(趣旨)

本条は、この条例の運用状況の評価とその結果に基づいた措置について明らかにしています。

解説

市長は、この条例の運用状況について、市民協働によるまちづくりを推進する観点から評価を行い、必要な措置を行います。

市民協働を取り巻く環境は、現在も常に変化しており、条例で定めている内容と実態を常に合わせるため、定期的に評価を行い、条例の見直しも含め、必要に応じた措置を行うことについて定めています。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長等が別に定める。

(趣旨)

本条は、この条例の施行について必要な事項の委任について明らかにしています。

解説

本条例に定めるもの以外で条例の施行について必要な事項は、市長等が要綱等で別に定めることを定めています。

厚木市市民協働推進条例

(目的)

第 1 条 この条例は、厚木市自治基本条例（平成22年厚木市条例第25号。以下「自治基本条例」という。）の趣旨にのっとり、市民協働に関する基本的な事項を定め、並びに市民、市民活動団体及び市の役割等を明らかにすることにより、市民協働によるまちづくりの推進（以下「市民協働の推進」という。）に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民協働 自治基本条例第 3 条第 4 号に規定する協働を担うもののうち、市民及び市長等（以下「市民協働の担い手」という。）が、不特定かつ多数のものの利益の増進を図るため、相互に補完し、及び協力することをいう。

(2) 市民協働事業 市民協働により実施する事業をいう。

(3) 市民活動団体 自治基本条例第 3 条第 6 号に規定するコミュニティ団体その他の団体で、営利を目的とせず、市民協働に取り組む団体をいう。ただし、次に掲げる活動を行う団体を除く。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動

ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第 3 条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

エ 公益を害するおそれのある活動

(基本原則)

第 3 条 市民協働の推進の基本原則（以下「基本原則」という。）は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市民協働の担い手は、それぞれが対等な立場であること。

(2) 市民協働の担い手は、それぞれが相互に依存することなく、その自主性を発揮すること。

(3) 市民協働の担い手は、それぞれの特性を理解し、及び尊重し、並びに役割分担を明確にすること。

(4) 市民協働の担い手は、それぞれが共通する目的の下にその力を結集すること。

(5) 市民協働の担い手は、それぞれが必要な情報を公開することにより、公正性及び透明性の確保に努めること。

(市民による市民協働の推進)

第 4 条 市民は、基本原則の理解の下、市民協働の推進に参加することができる。

2 市民は、市民協働事業を通じ、まちづくりの主体として行動することができる。

(市民活動団体の役割)

第5条 市民活動団体は、市民協働の推進に当たっては、その専門性、特性等を十分に活用するよう努めるものとする。

2 市民活動団体は、適正な団体運営を行うとともに、その活動が広く市民に理解されるよう努めるものとする。

3 市民活動団体は、他の市民活動団体と連携し、及び協力することにより、市民協働の推進に努めるものとする。

(市等の責務)

第6条 市は、市民協働を推進するための施策を策定し、及び実施するとともに、市民に対し市民協働が円滑に行われるために必要な財政的支援、助言等を行うものとする。

2 市は、市職員に対して、市民協働についての認識を深めるための研修等を行うことにより、市民協働の推進の円滑化に努めるものとする。

3 市職員は、事務事業の執行に当たっては、常に市民協働の観点から検討を行い、市民協働の推進に、市民及び市民活動団体が参加しやすい仕組みづくりに努めるものとする。

(市民協働事業)

第7条 市民協働の担い手は、基本原則にのっとり、様々な形態により、市民協働事業を推進するものとする。

2 市民協働の担い手は、自らの特性をいかした市民協働事業を提案することができる。

3 前項の提案について必要な事項は、市長等が別に定める。

4 市は、実施した市民協働事業に関し、必要に応じ、目的、内容、成果等を公開し、当該事業の公正性及び透明性の確保に努めるとともに、その評価の結果を公表するものとする。

5 市は、市の業務のうち、市民及び市民活動団体の特性をいかすことのできるものについて、当該業務を委託する等の機会の確保に努めるとともに、これらのものに対し必要な情報を提供するものとする。

(人材育成等)

第8条 市は、市民協働を推進するため、研修その他学習の機会を確保し、市民協働の担い手となる人材の育成に努めるとともに、市民に対し市民協働の理解を深めるため、その意義について啓発するよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第9条 市は、市民協働を推進するための拠点施設及び体制の整備に努めるものとする。

(市民協働推進基金の設置)

第10条 市民協働を推進するため、厚木市市民協働推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

2 毎年度基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めた額とする。

3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

4 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

- 5 市民協働を推進するための寄附金及び基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。
- 6 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。
- 7 基金は、第1項に規定する基金の設置目的のための経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。
- 8 市長は、前項の規定に基づき処分された基金の額を財源として、市民活動団体に対して、助成することができる。
- 9 市長は、市民活動団体に前項の助成をしようとする場合は、厚木市市民協働推進委員会の意見を聴くものとする。

(市民協働推進委員会)

第11条 市長は、この条例の運用状況の点検等を行うため、市民等で構成する厚木市市民協働推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 市長は、毎年度、この条例の運用状況について、委員会に報告しなければならない。
- 3 委員会は、この条例の運用状況について、市長に意見を述べることができる。
- 4 委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(評価等)

第12条 市長は、委員会の意見を踏まえ、4年を超えない期間ごとに、この条例の運用状況を評価し、その結果に基づき必要に応じた措置を講ずるものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長等が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

厚木市市民協働推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、厚木市市民協働推進条例（平成24年厚木市条例第17号）第11条第4項の規定に基づき、厚木市市民協働推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員会の委員は、10人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 公募による市民

(2) 市民協働の推進、在り方等に関し、優れた識見を有する者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(秘密の保持)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、厚木市市民協働推進条例主管課で処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

厚木市自治基本条例

目次

前文

- 第 1 章 総則（第 1 条～第 3 条）
- 第 2 章 自治の基本理念（第 4 条）
- 第 3 章 自治の基本原則（第 5 条）
- 第 4 章 市民（第 6 条～第 9 条）
- 第 5 章 議会及び議員（第 10 条・第 11 条）
- 第 6 章 市長、市長等及び市職員（第 12 条～第 14 条）
- 第 7 章 行政運営（第 15 条～第 27 条）
- 第 8 章 参加及び協働の推進（第 28 条～第 36 条）
- 第 9 章 広域連携及び交流（第 37 条）
- 第 10 章 自治基本条例推進委員会（第 38 条）
- 第 11 章 自治基本条例の見直し（第 39 条）
- 第 12 章 自治基本条例の改正（第 40 条）

附則

大山に連なる山々や丘陵の豊かな緑と、相模川を始めとする多くの清流に恵まれ、四季をとおして美しい自然が生き生きと輝くわたくしたちのまち厚木市は、古くから人々が自然をいかした生業を起こし、自然の循環と都市機能を融合させながら、広域的な要衝の地としての地位を築き上げてきました。

わたくしたち市民は、厚木市の豊かな自然、歴史に培われてきた文化など、先人のたゆまぬ努力により守り育まれてきた様々な厚木市の素晴らしさを受け継ぎ、未来を担う次世代に引き継ぐため、平和を希求する意思の下、人を大切にする心、互いの個性を認め合う心、人と人との絆^{きずな}を大切にする心を尊び、個人として尊重され、連帯して自治の推進に努めなければなりません。

これらを基本として、市民、議会及び市長等が共通の目標を定め、互いの立場を認め合い、尊重し合い、支え合いながら、それぞれの役割を果たし、協力していく、協働による自治を推進するとともに、活力に満ちた心豊かに暮らせる自立したまちをつくるため、ここに厚木市自治基本条例を制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この自治基本条例は、厚木市における自治の基本理念及び基本原則並びに市民、議会及び市長等の役割、責務等を明らかにするとともに、自治を推進するための基本的な事項を定め、もって自治の確立を図ることを目的とする。

（自治基本条例の位置付け）

第 2 条 この自治基本条例は、厚木市の自治を推進する上で、最も尊重すべき条例とする。

- 2 この自治基本条例以外の条例、規則等（以下「条例等」という。）の制定、改正、廃止及び運用は、この自治基本条例の趣旨にのっとり行わなければならない。
- 3 この自治基本条例の内容に即し、分野別の基本条例を整備することにより、条

例等の体系化を図るものとする。

(定義)

第3条 この自治基本条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 次に掲げるものをいう。

ア 厚木市内に居住する者

イ 厚木市内に通学し、又は通勤する者

ウ 厚木市内において活動を行う個人及び法人その他の団体

エ 厚木市に対し納税の義務を負う者

(2) 自治 厚木市に関することを自らの責任と権限において、市民の意思に基づき決定し、実施することをいう。

(3) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(4) 協働 市民、議会及び市長等がそれぞれの役割を理解し、自主性を尊重し、対等な立場で相互に補完し、及び協力することをいう。

(5) まちづくり 活力に満ちた心豊かに暮らせるまちをつくるための取組全般をいう。

(6) コミュニティ団体 構成員が地縁又は共通の公共的な関心事によってつながりを持ち、互いに助け合い、及び共通の目的を達成するために活動する団体をいう。

第2章 自治の基本理念

第4条 自治の^{きずな}基本理念は、次に掲げるとおりとする。

(1) 人と人との絆を大切にする自治

(2) 協働による自治

(3) 自然の循環と文化を大切にする自治

第3章 自治の基本原則

第5条 市民、議会及び市長等は、自治の基本理念にのっとり、次に掲げる原則を定め、自治を推進する。

(1) 市民自治の原則

ア 自治の主体は、市民であること。

イ 市民の意思に基づくまちづくりを行うこと。

ウ 地域の身近な課題は、地域で取り組むこと。

(2) 参加及び協働の原則

ア 市民のまちづくりへの参加を進めること。

イ 相互の活動への参加を広げること。

ウ 協働によるまちづくりを進めること。

(3) 情報共有の原則

ア まちづくりにかかわる情報が貴重な共有財産であることを認識すること。

イ 保有する情報を分かりやすく公表し、情報の共有を図ること。

(4) 説明責任の原則

ア 相互に説明責任を果たすこと。

イ 説明は、分かりやすいものであること。

(5) 自然共生及び文化継承の原則

ア 自然との共生を図ること。

イ 文化の継承及び創造に努めること。

第4章 市民

(市民の権利)

第6条 市民は、次に掲げる権利を有する。

(1) 安心・安全に生活する権利

(2) 知る権利

(3) まちづくりに参加する権利

(市民の責務)

第7条 市民は、自治の主体としての意識を高め、まちづくりに関心を持つとともに、まちづくりに参加するよう努めなければならない。この場合において、市民は、まちづくりに参加できないこと等により、不利益を受けない。

2 市民は、まちづくりへの参加に当たっては、互いに尊重するとともに、自らの発言及び行動に対して責任を持たなければならない。

3 市民は、行政サービスに伴う負担を分担しなければならない。

(子どもの権利、責務等)

第8条 子ども(18歳未満の市民をいう。以下同じ。)は、市民の権利を有するとともに、次代の社会の担い手として健やかに成長できるよう、次に掲げる権利を有する。

(1) 生きる権利

(2) 育つ権利

(3) 守られる権利

2 子どもは、その年齢に応じた市民の責務を負う。

3 市民、議会及び市長等は、子どもの成長過程における保護及び支援の必要性を認識し、子どもが健やかに育つ環境の整備に努めなければならない。

(事業者の権利及び責務)

第9条 事業者(厚木市内で事業を営む個人及び法人その他の団体をいう。)は、市民の権利を有し、市民の責務を負うとともに、地域社会の一員として、周辺環境との調和に留意し、暮らしやすいまちづくりに寄与するよう努めなければならない。

第5章 議会及び議員

(議会の役割及び責務)

第10条 議会は、直接選挙により信任を得た議員によって構成される厚木市の意思決定機関として、市民の意思を把握し、その意思を市政に反映するよう努めなければならない。

2 議会は、市民福祉の充実を図るため、重要な政策等の議決及び行政運営の監視等の役割を果たさなければならない。

3 議会は、市民に議会の活動又は審議に関する情報を公開すること等により、市民に分かりやすく、かつ、開かれた議会運営に努めなければならない。

(議員の役割及び責務)

第11条 議員は、議会の役割及び責務を認識し、地域の課題及び市民の意見を把握するとともに、総合的な視点に立ち、公正かつ誠実に職務を行わなければならない。

2 議員は、職務に伴う調査研究活動等を通じ、審議能力及び政策提案能力の向上に努めなければならない。

第6章 市長、市長等及び市職員

(市長の役割及び責務)

第12条 市長は、経営感覚を持ち、公正かつ誠実に職務を行わなければならない。

2 市長は、政策等の意思決定に至る経過等について、多様な方法により市民への説明責任を果たさなければならない。

3 市長は、毎年度、市民及び議会に対して、市政運営の方針を示すとともに、その取組状況について説明しなければならない。

(市長等の役割及び責務)

第13条 市長等は、その権限及び責任において、公正かつ誠実に行政運営を行わなければならない。

2 市長等は、事務事業の執行等について、市民への説明責任を果たさなければならない。

3 市長等は、相互の連携及び協力を図り、一体として、行政機能を発揮しなければならない。

(市職員の役割及び責務)

第14条 市職員は、市民全体の奉仕者であることを自覚し、公正、誠実かつ適切に行動しなければならない。

2 市職員は、社会状況の変化、市民ニーズ等を的確にとらえるとともに、事務事業の目的を常に認識し、職務を行わなければならない。

3 市職員は、政策等を立案し、及び遂行する能力の向上に努めなければならない。

第7章 行政運営

(行政運営の基本事項)

第15条 市長等は、自治の基本原則に基づき、政策等の企画立案、実施、評価及び改善のサイクルを確立するとともに、各過程への市民の参加及び協働による行政運営を行うものとする。

2 市長等は、政策等の優先性を考慮するとともに、厚木市の資源を最大限に活用し、最少の経費で最大の効果を挙げるよう行政運営を行うものとする。

3 市長等は、市民福祉の充実及び成果重視の視点により、行政運営を行うものとする。

(総合計画)

第16条 市長は、この自治基本条例の趣旨にのっとり、行政運営を総合的かつ計画的に進めるための基本構想及びこれを具体化するための計画（以下「総合計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本構想の策定に当たっては、議会の議決を得なければならない。

3 市長等は、総合計画以外の計画を策定するときは、総合計画との整合を図り、及び計画相互の体系化に努めるものとする。

(組織等)

第17条 市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を行うための、市民に分かりやすい組織を形成するものとする。

2 市長等は、市職員がその能力及び適性をいかすことができるよう、人事配置を行うとともに、市職員が常に能力向上に取り組むことができるよう、人材育成の基本方針を策定するものとする。

(行政評価)

第18条 市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を行うため、行政評価（行政運営を一定の基準に従い評価し、その結果を改善に結びつけることをいう。以下同じ。）を実施するものとする。この場合において、市長等は、市民が参加する評価の方法を取り入れるよう努めなければならない。

2 市長等は、行政評価の結果を公表するとともに、その結果を踏まえた行政運営を行うものとする。

(財政運営)

第19条 市長は、中長期的な展望に立った健全な財政運営を行うものとする。

2 市長は、総合計画の着実な推進を目指し、その進捗状況を踏まえた予算編成を行うものとする。

3 市長は、財政運営の透明性を高めるため、財政状況を公表するものとする。

(危機管理)

第20条 市長等は、市民の生命、身体及び財産を保護するため、自然災害、重大な事故及び事件、感染症の拡大その他の非常時に備えた関係機関等との連携を始めとする総合的な対策を講じなければならない。

2 市民は、非常時においては、自助及び共助の精神の下、互いに協力し、事態に対処するよう努めなければならない。

(情報の公開等)

第21条 議会及び市長等は、行政文書を分かりやすく作成し、かつ、適正に保管するための仕組みを整備するものとする。

2 議会及び市長等は、保有する情報の公開を市民が請求することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の保護)

第22条 市民、議会及び市長等は、市民の権利利益の保護を図るため、個人情報を適正に管理し、及び利用しなければならない。

2 議会及び市長等は、保有する個人情報の管理等について必要な措置を講ずるものとする。

(法令遵守)

第23条 市民、議員、市長及び市職員は、公正な自治を推進するため、法令及び条例等を遵守しなければならない。

(法令の解釈等)

第24条 議会及び市長等は、市民ニーズ又は行政課題に対応した政策等を主体的に推進するため、この自治基本条例の趣旨にのっとり、法令及び条例等を自主的に解釈するとともに、条例等を制定することにより、積極的な市政運営を推進するものとする。

(行政手続)

第25条 市長等は、行政運営における公正の確保及び透明性の向上を図るため、処分、行政指導及び届出に係る手続を適正に行わなければならない。

2 市長等は、行政手続について必要な措置を講ずるものとする。

(市民からの要望等への対処)

第26条 市長等は、市民からの要望、苦情等への対処の仕組みを整備するものとする。

2 市長等は、市民から要望、苦情等があったときは、迅速かつ適切に対処し、その経過及び結果について回答するものとする。

(行政処分等に対する不服への対処)

第27条 市長等は、行政処分等に不服がある市民の申出に対して迅速かつ適正に対処するため、必要な措置を講ずるものとする。

第8章 参加及び協働の推進

(政策等に対する意見等)

第28条 市長等は、市民の意見等を政策等に反映する仕組みを整備するとともに、提出された意見等の概要及びこれに対する考え方を公表するものとする。

(条例等の制定等への市民参加)

第29条 市長等は、次に掲げる行為を行おうとするときは、その行為の内容に応じて、関連する情報を市民に提供するとともに、市民意見等提出手続の実施等多様な市民の参加の機会を設けることにより、市民の意見等の提出を求めるよう努めるものとする。

(1) 条例等の制定、改正又は廃止

(2) 計画の策定、改定又は廃止

(3) その他重要な政策等の策定

2 市長等は、前項の規定により市民から提出された意見等の概要及びこれに対する考え方を公表するものとする。

(事業の実施に係る市民参加)

第30条 市長等は、総合計画に定める重要な事業を実施しようとするときは、説明会の開催等市民が意見等を述べることができる機会を設けるよう努めるものとする。

(審議会等の運営)

第31条 市長等は、附属機関その他これに類する機関（以下「審議会等」という。）を設置し、及び運営しようとするときは、審議会等の設置目的、審議内容等に応じ、審議会等の委員の全部又は一部を公募するよう努めるものとする。

2 市長等は、審議会等の委員を適正に選任するとともに、その選任理由等について説明しなければならない。

3 審議会等は、正当な理由がない限り、会議を公開するものとする。

4 審議会等は、必要に応じて、関係者からの意見等の聴取その他の効果的な方法により市民の意見等を求め、その意見等を審議に反映させるよう努めるものとする。

(コミュニティ団体に対する市民等の責務)

第32条 市民、議会及び市長等は、コミュニティ団体がまちづくりに果たしている

役割の重要性を認識するとともに、その自主性及び自立性を尊重しなければならない。

(コミュニティ団体との協働)

第33条 市長等は、まちづくりの課題の解決に向けて、コミュニティ団体と協働を進める仕組みを整備するものとする。

2 市長等は、必要に応じて、コミュニティ団体の活動を支援するものとする。

(地区市民自治推進組織)

第34条 市民は、市民自治を推進するため、一定のまとまりのある地区において活動する様々なコミュニティ団体で構成する当該地区の課題に総合的に取り組む組織（以下「地区市民自治推進組織」という。）を設置することができる。

2 地区市民自治推進組織は、市民に開かれた組織とするとともに、市長等と連携して活動を進めるものとする。

3 市長等は、必要に応じて、地区市民自治推進組織の活動を支援するものとする。
(市民の課題解決に対する意識の高揚等)

第35条 市民は、市民相互の交流を深め、地域の課題を共有し、その解決に向けて取り組む意識を高めるよう努めるものとする。

2 市長等は、前項の規定の趣旨を達成するため、必要に応じて、次に掲げる事項に係る市民活動等を支援するものとする。

(1) 市民のまちづくりへの参加及び協働に対する意識の醸成

(2) まちづくりに取り組む人材の育成

(住民投票)

第36条 市長は、市政の重要な事項について、厚木市内に住所を有する者の意思を直接確認するため、住民投票の実施に必要な事項について別に条例を定めることにより、住民投票を実施することができる。

2 市民、議会及び市長等は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

第9章 広域連携及び交流

第37条 議会及び市長等は、まちづくりの課題を解決し、市民生活の向上を図るため、必要に応じて、国及び他の地方公共団体との連携に努めるものとする。

2 市民、議会及び市長等は、厚木市の魅力、特性等に関する情報を発信することにより、市外の人々との交流を深めるとともに、市外の人々の意見をまちづくりにいかすよう努めるものとする。

3 市民、議会及び市長等は、国際的な視野に立ったまちづくりを推進するため、海外の都市等との連携及び交流に努めるものとする。

4 市長等は、連携及び交流に当たっては、その目的及び内容を公表するとともに、市民の参加を得て進めるものとする。

5 市長等は、市民が主体となり、市外の人々との交流を行うときは、必要に応じて、その活動を支援するものとする。

第10章 自治基本条例推進委員会

第38条 市長は、この自治基本条例の運用状況の点検を行うため、市民等で構成する厚木市自治基本条例推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 市長は、毎年度、この自治基本条例の運用状況について、委員会に報告しなければならない。

3 委員会は、この自治基本条例の運用状況について、市長に意見を述べることができる。

4 委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

第11章 自治基本条例の見直し

第39条 市長は、委員会の意見を踏まえ、この自治基本条例の運用状況を評価し、4年を超えない期間ごとに、この自治基本条例の見直しを行うものとする。

2 市長は、この自治基本条例の見直しを行うときは、市民の参加を得て行わなければならない。

第12章 自治基本条例の改正

第40条 市長は、この自治基本条例を改正しようとするときは、この自治基本条例の目的、位置付け等を踏まえ、この自治基本条例の制定に際して行った市民の参加その他の方法により行わなければならない。

附 則

この自治基本条例は、公布の日から施行する。

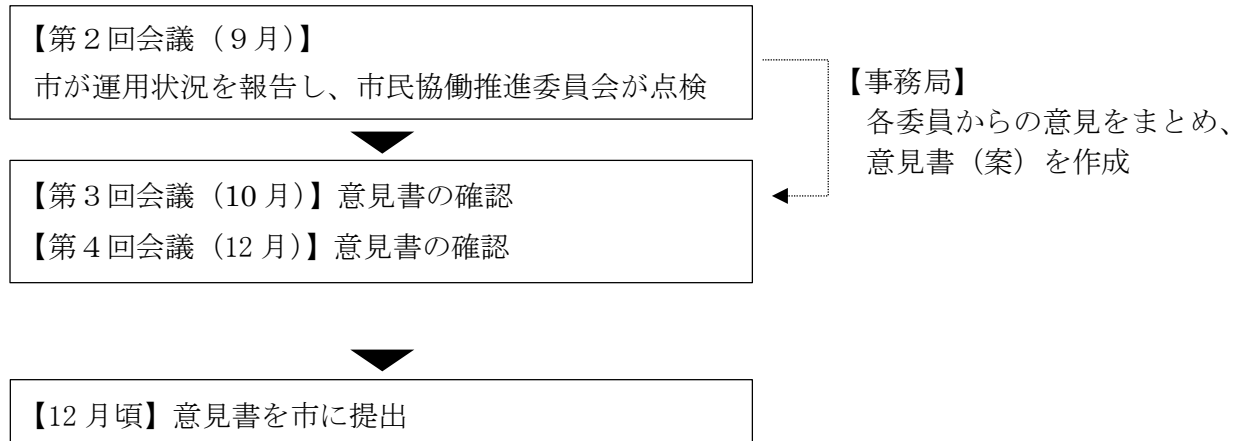
厚木市市民協働推進委員会の職務内容について

1 市民協働推進条例の運用状況の点検（厚木市市民協働推進条例第 11 条）

毎年度、市が条例の運用状況について委員会に報告し、その内容を点検します。
点検結果については、意見書にまとめ、市に提出します。

また、4 年に一度、市が条例の見直し等を検討するに当たり、委員会から御意見をいただきます（次回は令和 10 年度）。

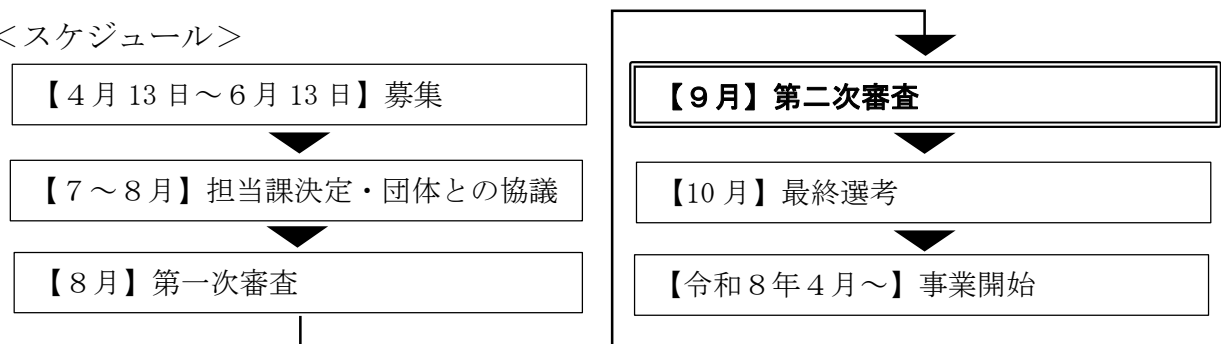
＜点検の流れ＞



2 市民協働提案事業の第二次審査（厚木市市民協働事業提案制度実施要綱第 9 条）

市民活動団体と市が共通する地域課題の解決を目指して実施する市民協働提案事業について、庁内会議による第一次審査（書類審査）を通過した事業の第二次審査（公開プレゼンテーション）を行います。審査結果については、意見書にまとめ、市に提出します。

＜スケジュール＞



3 厚木市指定 N P O 法人制度において申請団体の審査に係る意見

指定 N P O 法人の審査過程で、委員会に意見を聴くことになっています。

※指定 N P O 法人制度・・・ N P O 法人が指定を受けることにより、寄付を受けた際に、寄付した個人の市民税が控除される仕組み。

※実績・・・平成 25 年から制度を導入。指定を受けたのは令和 2 年度の 1 件。

厚木市市民協働推進条例 運用状況に対する意見書

【対象年度 令和 5 年度】

令和 7 年 3 月
厚木市市民協働推進委員会

令和5年度 厚木市市民協働推進条例 運用状況に対する意見

【市等の責務】

第6条 市は、市民協働を推進するための施策を策定し、及び実施するとともに、市民に対し市民協働が円滑に行われるために必要な財政的支援、助言等を行うものとする。

2 市は、市職員に対して、市民協働についての認識を深めるための研修等を行うことにより、市民協働の推進の円滑化に努めるものとする。

3 市職員は、事務事業の執行に当たっては、常に市民協働の観点から検討を行い、市民協働の推進に、市民及び市民活動団体が参加しやすい仕組みづくりに努めるものとする。

点検結果	☒ 妥当 ☐ おおむね妥当 ☐ 不十分
委員からの意見	1 自治会では役員の担い手不足の問題があると思います。 2 自治会未加入者に自治会に加入するメリットをもっと知っていただきたいと思います。

【市民協働事業】

第7条 市民協働の担い手は、基本原則にのっとり、様々な形態により、市民協働事業を推進するものとする。

2 市民協働の担い手は、自らの特性をいかした市民協働事業を提案することができる。

3 前項の提案について必要な事項は、市長等が別に定める。

4 市は、実施した市民協働事業に関し、必要に応じ、目的、内容、成果等を公開し、当該事業の公正性及び透明性の確保に努めるとともに、その評価の結果を公表するものとする。

5 市は、市の業務のうち、市民及び市民活動団体の特性をいかすことのできるものについて、当該業務を委託する等の機会の確保に努めるとともに、これらのものに対し必要な情報を提供するものとする。

点検結果	☒ 妥当 ☐ おおむね妥当 ☐ 不十分
委員からの意見	特になし。

【人材育成等】

第8条 市は、市民協働を推進するため、研修その他学習の機会を確保し、市民協働の担い手となる人材の育成に努めるとともに、市民に対し市民協働の理解を深めるため、その意義について啓発するよう努めるものとする。

点検結果	☒ 妥当 ☐ おおむね妥当 ☐ 不十分
委員からの意見	特になし。

【推進体制の整備】

第9条 市は、市民協働を推進するための拠点施設及び体制の整備に努めるものとする。

点検結果	☐ 妥当 ☒ おおむね妥当 ☐ 不十分
委員からの意見	1 厚木市は施設が充実しています。子育て世代だけでなく、高齢者の生き生きとした地域づくりにつながっていると感じますので、地域集会施設に関する支援は今後も継続していただきたいと思います。 2 高齢者が増加している状況も踏まえ、地域福祉推進委員会への金銭的支援を強化する必要があると感じます。 3 民生委員の高齢化が進んでおり、これまでと同じ活動は難しくなっています。今後のことをよく考えていただきたいと思います。

【市民協働推進基金の設置】

- 第10条 市民協働を推進するため、厚木市市民協働推進基金（以下「基金」という。）を設置する。
- 2 毎年度基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めた額とする。
 - 3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
 - 4 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。
 - 5 市民協働を推進するための寄附金及び基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。
 - 6 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。
 - 7 基金は、第1項に規定する基金の設置目的のための経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。
 - 8 市長は、前項の規定に基づき処分された基金の額を財源として、市民活動団体に對して、助成することができる。
 - 9 市長は、市民活動団体に前項の助成をしようとする場合は、厚木市市民協働推進委員会の意見を聴くものとする。

点検結果	☒ 妥当 ☐ おおむね妥当 ☐ 不十分
委員からの意見	特になし。

【市民協働推進委員会】

- 第11条 市長は、この条例の運用状況の点検等を行うため、市民等で構成する厚木市市民協働推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 2 市長は、毎年度、この条例の運用状況について、委員会に報告しなければならない。
 - 3 委員会は、この条例の運用状況について、市長に意見を述べることができる。
 - 4 委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

点検結果	☒ 妥当 ☐ おおむね妥当 ☐ 不十分
委員からの意見	特になし。

【評価等】

第12条 市長は、委員会の意見を踏まえ、4年を超えない期間ごとに、この条例の運用状況を評価し、その結果に基づき必要に応じた措置を講ずるものとする。

点検結果	☒ 妥当 ☐ おおむね妥当 ☐ 不十分
委員からの意見	特になし。

令和 7 年度厚木市市民協働推進委員会の開催予定

第 1 回会議 令和 7 年 7 月 10 日（木）

- 案件 1 委員長及び委員長職務代理の選出について
- 2 市民協働推進委員会の職務内容等について
- 3 令和 7 年度市民協働提案事業の実施について

第 2 回会議 令和 7 年 9 月上旬

- 案件 1 令和 6 年度厚木市市民協働推進条例の運用状況について
- 2 令和 8 年度市民協働提案事業の第二次審査について

第 3 回会議 令和 7 年 10 月 3 日 または 5 日

- 案件 1 市民協働提案事業第二次審査の方法について
- 2 市民協働提案事業第二次審査
- 3 市民協働提案事業第二次審査の結果について
- 4 令和 6 年度厚木市市民協働推進条例の運用状況に対する意見書について

第 4 回会議 令和 7 年 12 月

- 案件 1 令和 6 年度厚木市市民協働推進条例の運用状況に対する意見書について

1 提案制度とは

市民協働事業提案制度は、市民活動団体と市が共通する地域課題又は社会課題を解決するため、役割分担を決め、協定を締結し、共に事業を実施する制度です。

この制度には、次の二つの提案区分があります。

(1) 市民提案型事業

市民活動団体自ら企画提案を行う事業

(2) 行政提案型事業

市があらかじめ示したテーマ、計画、事業概要に対して、市民活動団体が企画提案を行う事業

2 目的

協働事業を通じて市民活動団体と市との間に信頼関係が構築され、市民が主体的に事業に関わることで、市民目線の事業展開ができ、市民サービスの向上につながります。

また、それぞれの力が加わることにより、相乗効果が期待できます。

3 提案団体の要件

提案することができる団体は、次の要件を全て満たす市民活動団体です。

(1) 活動拠点が厚木市内にあること。

(2) 3人以上の役員（代表者を含む。）を置き、かつ、構成員に5人以上の市民がいること。

(3) 団体の運営に関する会則等があり、適正な会計処理が行われていること。

(4) 次年度以降も継続して活動する見込みがあること。

4 対象事業

対象となる事業は、次の要件を全て満たすものです。

(1) 市内で実施される公益的な事業であり、身近な地域課題について、市民活動団体と市が協働で実施することにより、その解決を目指す事業

(2) 具体的な効果、成果等が期待でき、市民サービスの向上を目指す事業

(3) 役割分担が明確かつ妥当であり、市民活動団体と市が協働で実施することにより相乗効果が期待できる事業

(4) 市民活動団体の特性である先駆性、専門性、柔軟性等をいかした新たな視点からの事業

(5) 経費の積算が適正であり、市民活動団体と市が協働で実施することが可能な事業

(6) 継続及び発展が期待できる事業

5 実施期間

実施期間は1年間です。

ただし、毎年度審査を経て3年を限度として提案することができます。

6 経費負担

経費負担額は、次の表のとおりで、予算の範囲内で決定します。

事業提案年数	経費負担額	限度額
1 年目	支援対象経費の合計額の100%以内の額	200万円
2 年目	支援対象経費の合計額の 90%以内の額	180万円
3 年目	支援対象経費の合計額の 80%以内の額	160万円

7 対象経費

- (1) 報償費
- (2) 人件費
- (3) 消耗品費
- (4) 印刷製本費
- (5) 使用料及び賃借料
- (6) 光熱水費
- (7) 通信運搬費
- (8) 食糧費
- (9) 備品購入費
- (10) その他必要と認める経費

令和7年度市民協働提案事業

1 市民提案型事業【7件】

No.	新規/継続	事業名	事業概要	団体名	担当課
1	継続 (3年目)	カーボンニュートラルあつぎ未来プロジェクト2025	2023年度にあつぎ気候市民会議で作成した脱炭素市民アクションプラン(AP)実践のため設立した、「カーボンニュートラルあつぎ未来プロジェクト(CNあつぎ未来PJ)」で脱炭素社会実現の事業を継続する。APの普及定着活動の展開、具体的なアクションの実践及び支援、地域内外の情報交流などを通じて、2030年CO2排出半減・2050年CNの実現を目指す。進捗評価を行い、必要があればアクションプランの見直しや追加を検討する。	一般社団法人あつぎ市民発電所	環境政策課
2	継続 (2年目)	あつぎ夢プロジェクト	すべての年齢の者に対し、自身の日頃の練習を発表する場の提供を行う。 特に高齢の方に対しては、発声等による健康維持講座や知識の習得、子どもに対しては文化・芸術への理解を深め、文化的技術の継承や新技術の習得を狙った生涯学習を行いつつ、夢と可能性のチャンスの創出や、それに伴う厚木市の知名度の向上を目的とする。	あつぎ夢プロジェクト	生涯学習課
3	継続 (2年目)	厚木かるた大会	「厚木かるた大会」を行い「あつぎのあたりまえの魅力」を市民はもちろん市外にも知るキッカケづくりをする。	一般社団法人あつぎものしり委員会	企画政策課
4	継続 (2年目)	ハーモニカのまち厚木	厚木市内では現在、厚木市の宝であり、ハーモニカの巨匠である故岩崎重昭氏の意味を受け継いだプロのハーモニカ奏者や「あつぎハーモニカ協会」をはじめとしたハーモニカ教室が数おおく点在しており、厚木のハーモニカにおけるスキルの高さは日本中から注目を集めている。これからの未来の子どもたち(小学生)を始めとする市民の皆さんに、このハーモニカの素晴らしさを伝承、継承するため、講演や音楽祭等を実施する。	厚木ハーモニカ委員会	文化魅力創造課
5	継続 (2年目)	多様なことばや文化に触れる、厚木市親子多言語多文化交流事業	1 小学校での出前国際理解授業の実施—留学生や在住外国人と交流し、多言語多文化に触れることで、違いに興味を持ちどんな人とも向き合える子どもの心を育てる事業。 2 公民館等で親子が、留学生や在住外国人の国の料理やその国の遊びを一緒にしながら交流するワークショップの開催。 3 外国につながるの児童、生徒とその保護者と市民との交流を進め、多様性を認め合う豊かな地域づくりを進める。	特定非営利活動法人多言語広場CELULAS	市民協働推進課
6	新規	トップアスリートの実技指導や講話を通じて、児童の「夢」を育み、スポーツへの興味関心を高める。	障がい者児童も参加できる「楽しい体操イベント」を行い「体操の魅力を伝え、厚木からオリンピックを輩出する」を目的として行動する。 体操を通じて子どもたちの笑顔の絶えないキラキラ輝く明るい未来を築く。	厚木市体操協会	スポーツ魅力創造課
7	新規	あつぎストリートフェス	厚木市では「あつぎミュージックフェスティバル」の新人シンガー発掘オーディションを実施し、若手アーティストの育成を行うなど、自治体としては全国的にも珍しく特色のある取り組みを進めている。今後より一層「音楽」が厚木市の特色の一つとして根付き、音楽関連業界への道を目指す若者たちの夢を応援するため、市と協働して、若手アーティストの路上ライブを開催する。	あつぎストリートフェス実行委員会	文化魅力創造課

2 行政提案型事業 ※該当なし